

第四節 県による災害応急対策

(体制の整備)

第四十三条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、国、市町村その他の関係者と連携して、被災者の避難並びに救出及び救護、物資等の供給その他の災害応急対策の円滑な実施のために必要な体制を直ちに整えるものとする。

【趣旨】

県は、災害の発生により、被害が発生した場合であっても、迅速に災害対策本部等を立ち上げ、的確に災害応急対策を実施する必要があります。

そこで、県は、災害発生時に、国、市町村等と連携して、災害応急対策を円滑に実施するために必要な体制を直ちに整えるものとなりました。

【説明】

「災害応急対策の円滑な実施のために必要な体制を直ちに整える」

災害対策基本法では、災害発生時において、都道府県知事は、都道府県災害対策本部を設置することができるかと規定していますが（同法第23条第1項）、本条例では、災害対策本部の設置を含めた体制の確立について、直ちに整えるものと規定しています。

(情報の収集及び伝達)

第四十四条 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、迅速かつ適切に、災害に関する情報を収集し、市町村及び防災関係機関に伝達するものとする。

2 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、報道機関と連携しつつ、県民、事業者及び自主防災組織等に対して災害に関する情報が迅速かつ適切に伝達されるよう必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

災害発生時の被害の最小化を図るためには、迅速かつ適切に情報を得るとともに、災害応急対策を行う各主体に伝達することが重要です。

そこで、県は、本条第1項において、災害発生時において迅速かつ適切に、災害情報を収集し、市町村や防災関係機関に伝達するとともに、第2項において、報道機関と連携しつつ、県民、事業者、自主防災組織等に対して災害情報が迅速かつ適切に伝達されるよう必要な措置を行うものとししました。

なお、災害対策基本法では、県も含めた災害応急対策責任者に対して、法令又は防災計画の定めるところにより、災害情報の収集・伝達に努めなければならないと規定していますが(同法第51条第1項)、本条例では、災害情報の重要性に鑑み、市町村や防災関係機関に情報を伝達するだけでなく、県民、事業者、自主防災組織等が速やかに災害応急対策を行うことができるよう、災害情報が迅速かつ適切に伝達されるために必要な措置を行うべきことを明記しています。

(一斉帰宅による事故等を防止するための措置)

第四十五条 県は、帰宅困難者の一斉帰宅による事故及び混乱の発生を防止するため、事業者、市町村その他の関係者と連携しつつ、帰宅困難者に対し、むやみに帰宅しないよう呼びかけるとともに、災害、公共交通機関並びに一時滞在施設及び帰宅支援ステーションに関する情報の提供その他の必要な措置を行うものとする。

【趣旨】

災害発生時における帰宅困難者対策では、一斉帰宅をできる限り抑制するとともに、必要な情報を提供することにより、帰宅困難者の一斉帰宅による事故や混乱が発生することを防ぐことが重要です。

そこで、県は、事業者、市町村等と連携しつつ、帰宅困難者に対し、むやみに帰宅しないよう呼びかけるとともに、災害、公共交通機関、一時滞在施設・帰宅支援ステーションに関する情報の提供等を行うものとししました。

【説明】

1 「むやみに帰宅しない」

家族や自宅の無事確かめた後、職場や一時滞在施設などで状況が落ち着くのを待ち、やみくもに急いで帰宅しないことをいいます。

2 「一時滞在施設」

地震等による災害発生時に、駅周辺や路上等の屋外で被災し、待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設をいい、例えば、オフィスビルのエントランスホール、ホテルの宴会場等が想定されます。

3 「帰宅支援ステーション」

事業者の施設や一時滞在施設に滞在した帰宅困難者が、救出等優先期間経過後に徒歩により帰宅する場合において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ、沿道情報などの提供を行う施設をいい、例えば、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が想定されます。

4 「災害、公共交通機関並びに一時滞在施設及び帰宅支援ステーションに関する情報の提供」

市町村等のほか、周辺都県と連携しつつ、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用するなど、帰宅困難者への効果的な情報提供が想定されます。